

出向元事業所を助成する

雇用調整助成金

令和5年
4月1日
制度改正!!

在籍出向中の労働者であっても、出向元事業所において雇用保険の被保険者となっており、出向元事業所および出向先事業所において、本助成金の支給対象となる要件を満たしていれば、出向元事業所から当該在籍出向中の労働者に係る休業等の申請が可能です。

出向の場合の助成金

出向元が出向労働者の賃金の一部を負担する場合、以下のいずれか低い額に助成率をかけた額を助成。

出向元事業主の 出向労働者の賃金に対する 負担額	助成率		助成額
	中小企業	大企業	
イ.出向元の出向労働者の賃金に対する負担額 ロ.出向前の通常賃金の1/2の額	2/3	1/2	8,355円 × 330/365 × 支給対象期の日数が上限

対象となる出向

本助成金の対象となる「出向」は次の①～⑭のすべてを満たす必要があります。

- ① 雇用調整を目的として行われるものであって、人事交流・経営戦略・業務提携・実習のため等に行われるものではなく、かつ、出向労働者を交換しあうものでないこと。
- ② 労使間の協定によるものであること。
- ③ 出向労働者の同意を得たものであること。
- ④ 出向元事業主と出向先事業主との間で締結された契約によるものであること。
- ⑤ 出向先事業所が雇用保険の適用事業所であること。
- ⑥ 出向元事業主と出向先事業主が、資本的、経済的・組織的関連性等からみて、独立性が認められること。
- ⑦ 出向先事業主が、当該出向労働者の出向開始日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過した日までの間に、当該出向者の受入れに際し、その雇用する被保険者を事業主都合により離職させていないこと。
- ⑧ 事業主自らが指定した対象期間(1年間)内に開始されるものであること。
- ⑨ 出向期間が3か月以上1年以内であって出向元事業所に復帰するものであること。
- ⑩ 本助成金等の対象となる出向の終了後6か月以内に当該労働者を再度出向させるものでないこと。
- ⑪ 出向元事業所が出向労働者の賃金の一部(全部を除く)を負担していること。
- ⑫ 出向労働者に出向前に支払っていた賃金と概ね同じ額の賃金を支払うものであること。
- ⑬ 出向元事業所において、雇入れ助成の対象となる労働者や他の事業主から本助成金等の支給対象となる出向労働者を受け入れていないこと。
- ⑭ 出向先事業所において、出向者の受入れに際し、自己の労働者について本助成金等の支給対象となる出向を行っていないこと。



支給までの流れ

出向先との契約
労組などの協定
出向予定者の同意

計画届提出・
要件の確認

出向の実施
(1か月～1年)

支給申請・
助成金受給